

高鍋町 子ども・子育て支援事業計画

概要版

計画策定の背景・目的

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増大、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。

本町においては、平成 17 年 3 月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成 17 年度から 26 年度までを計画期間として、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

本計画は、子ども・子育て支援法により必須項目とされた記載すべき項目に加え、平成 26 年度末で計画期間が終了する「次世代育成支援対策行動計画」を引き継ぐ計画として、本町の子育て支援の総合的な計画として策定するものです。

計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を 1 期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、高鍋町の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

計画の策定方法

計画の策定にあたっては、広く意見を聴くため、「高鍋町子ども・子育て会議」を開催し計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

また、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、町民の意見の反映に努めました。

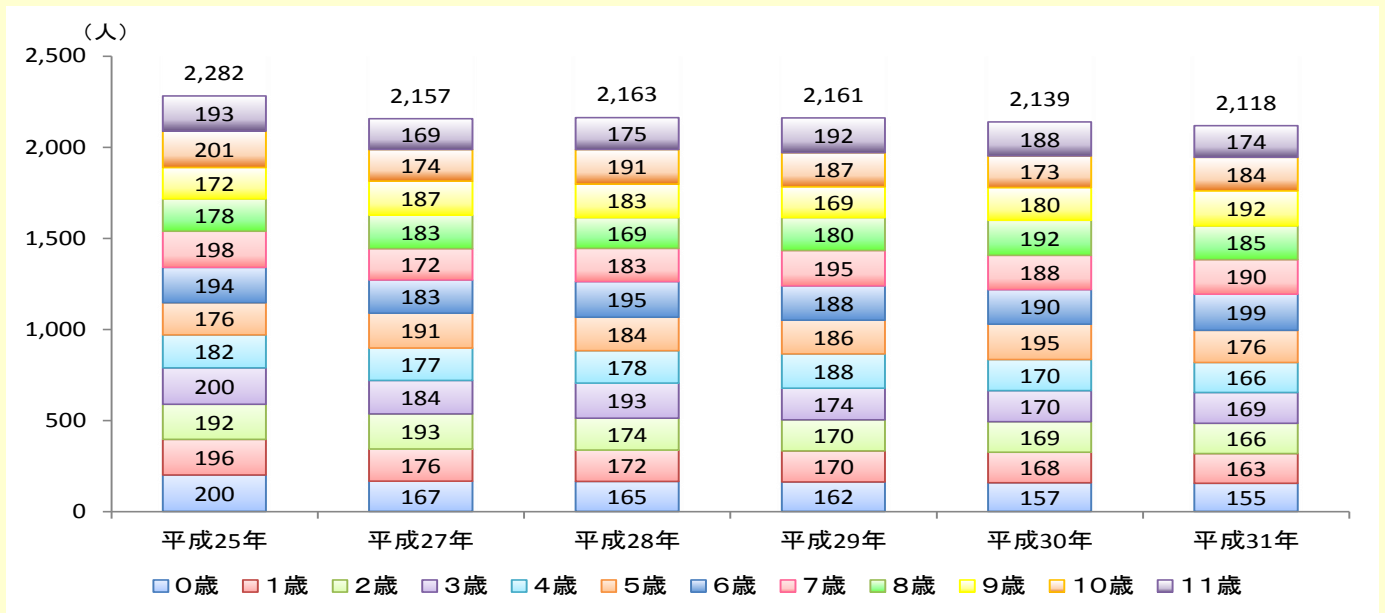
計画の位置づけと関連計画との整合

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

また、高鍋町総合計画（第五次基本構想）を上位計画とし、障がい者計画・障がい福祉計画、老人福祉計画・介護保険事業計画、健康づくり計画と整合を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

推計児童人口

高鍋町の11歳以下の人口は今後も減少傾向が続き、平成31年には2,118人になると推計されます。高鍋町の推計児童人口は以下のとおりとなっています。



計画の基本理念

本計画では、子育ては、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築することを目指して、以下の基本理念を定めます。

「子どもと親が自ら学び・育つまち たかなべ」

基本的な視点

基本理念の下、本町では、以下の10項目を基本的な視点として推進します。

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親の育成という視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) 仕事と生活の調和の実現の視点
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- (7) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (9) サービスの質の視点
- (10) 地域特性の視点

計画の方向と基本目標

「基本的な視点」を受け、具体的な行動目標の指針となる以下の基本目標を定めます。

(1) 地域における子育て支援

子どもにとっての幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができ、子どもの健全な成長を地域全体で見守る体制を整備するため、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育て家庭が必要とする情報提供や地域における子育てネットワークの形成促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

- ① 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実
- ② 町民による子育て支援サービスの充実
- ③ 保育サービスの充実
- ④ 子どもの健全育成
- ⑤ 子育て支援に関する行政サービスの充実
- ⑥ 子育て中の親が交流等できる場づくり

(2) 母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

親が安心して子どもを生み、育て、すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、母子保健の取り組むべき方向を明らかにし、安心して妊娠・出産ができ、ゆとりを持って子育てができるように、家庭や地域の環境づくりを推進します。

また、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・支援を強化するとともに、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次代の親づくりの基盤の構築に取り組みます。

- ① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実
- ② 思春期保健対策の充実
- ③ 「食育」の推進
- ④ 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
- ⑤ 小児医療の充実

(3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

次世代の担い手である子どもが、豊かな感性を持ちその持ち得る個性を十分に伸ばし、調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制を構築することは大変重要です。

家庭と学校、家庭と地域など、家庭がそれぞれの地域資源とのネットワークを持ち、子どもを生み育てることの喜びを実感できる仕組みづくりを展開していくとともに、学校や遊び、日常の暮らしを通して、子どもの無限の可能性を引き出し育む教育の向上・充実に取り組みます。

- ① 次代を担う若い世代への支援
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 幼児教育の充実
- ④ 家庭や地域の教育力の向上
- ⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子育てを行う保護者が、安全で安心して快適な生活が送れる居住空間や、のびのびと活動ができる空間を整備します。

また、子育ての実態に配慮しながら、安全で安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進するとともに、これらを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

- ① 安全な道路環境の整備
- ② 子どもたちが安心して生活することができる環境の整備

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育ては、男女がお互いの違いを認め合い、役割分担の意識を理解して協力し合いながら仕事と子育ての両立ができる環境をつくることが何より大切です。

本町では、県、事業主、地域住民、関係団体等と連携を図りながら、広報・啓発活動を推進します。

- ① 「仕事と子育ての両立支援」の推進についての普及啓発
- ② 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

(6) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪などの危険から守るために、関係機関等と緊密に連携した活動を推進し、子どもが一人歩きしても不安を感じない安全なまちづくりに取り組みます。

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③ 被害に遭った子どもの保護の推進

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策をはじめ、ひとり親家庭等への自立支援や障がい児への支援を必要とする家庭に対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解や無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実

◎お問い合わせ先

住 所 高鍋町大字上江 8437 番地
課 名 高鍋町役場 健康福祉課
電 話 26-2010 FAX 23-6303